

水沢公園相撲場

都市公園の 名称	有料公園施設の種 類及び名称	使用区分		基本使用料	備考
水沢公園	相撲場	入場料等を徴 取しない場合	児童及び生徒	50円	1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限 る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合 は、1時間とする。 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料 は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共 団体が使用する場合を除く。 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた 額とする。
			一般	110円	
		入場料等を徴 取する場合	児童及び生徒	110円	
			一般	220円	